

広島県告示第九百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上平良G地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		廿日市市	
町			
大字		上平良	
字		大原	ゴダロ
地番	八九〇番地先 里道敷	八八八番	一〇一五八番 二
標柱番号	標柱一号	標柱二号	標柱三号及び四号
			大原
			九六七番
			八九〇番地先 市道敷
			標柱六号